連絡会規程

平成 28 年 6 月 17 日　第 1 回理事会承認

（目的）

第１条　本規程は，定款細則第９条ならびに組織規程（0103）第６条に基づき設置された連絡会において，定款第４条の事業を実施するため，学術的専門分野に限定されず，共通事由を有する会員相互の情報交換および連絡調整を図るとともに，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）の活動の一環として学会活動の活性化に資することを目的とする。

（設置・運営）

第２条　連絡会の設置，改廃については，企画委員会で審議検討し，理事会の承認を得ることとする。また，連絡会は，その運営および主要な事業については，部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

（事業）

第３条　連絡会は，規約を定め，その目的に基づいた事業をおこなう。

（会員資格）

第４条　本会の正会員および学生会員で第１条の目的に賛同する者は，本事務局の所定の手続きを経て連絡会員になることができる。本会の正会員および学生会員以外の参加が必要な場合は，オブザーバーとして認める。

（連絡会費）

第５条　連絡会費の徴収は各連絡会の規約による。

（運営）

第６条　連絡会は，連絡会長１名，副連絡会長および運営委員若干名をもって運営にあたる。

２　連絡会は，必要に応じて小委員会およびワーキンググループを設置することができる。

（連絡会全体会議）

第７条　連絡会全体会議を年１回以上開催する。

（運営費）

第８条　連絡会は，会費収入，事業収入，賛助金等をもって運営する。

２　運営費の予算，決算は，連絡会全体会議で審議し，部会等運営委員会および理事会の承認を得る。

（改定）

第９条　本規程の改定は，部会等運営委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　平成 21 年 5 月 26 日　第 501 回理事会制定，同日施行
　本規程設置により，規程 10「調査研究連絡会規程」は廃止

２　改定履歴

① 平成 22 年 10 月 1 日　第 512 回理事会承認

② 平成 24 年 5 月 30 日　第 8 回理事会承認

③ 平成 26 年 8 月 8 日　第 1 回部会等運営委員会起案，平成 26 年 9 月 26 日　第 3 回理事会承認

④ 平成 28 年 6 月 8 日　第 3 回部会等運営委員会起案，平成 28 年 6 月 17 日　第 1 回理事会承認

附則

１　平成 26 年 9 月 26 日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

２　平成 28 年 6 月 17 日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。